

# 税務かわら版

Vol. 4 平成18年春号



税理士 村野憲一事務所  
〒104-0061  
東京都中央区銀座1-22-12  
藤和銀座一丁目ビル8階  
TEL : 03-3561-3824  
担当 : 武田

春の気配が感じられるようになりました。貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年の老年者控除の廃止に続き今年から定率減税の縮小→廃止という弱い者いじめ税制がいよいよ本格化してきました。個人対象の弱いものいじめ税制に続き、今年は主として中小法人対象の弱いものいじめ税制が施行されてしまいました。今回は、その内容のご報告をさせていただきます。

## 今回のトピック 「特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入」

### 「特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入」とは？

経営者の皆様は通常、金銭の支出を費用と考えますが、法人税を計算するうえでは、必ずしも費用とはなりません。例えば接待交際費ですが、法人税の計算上では接待交際費のうち 10%は費用とは認識されません。それと同様のことが一定要件のもと役員給与についても適用されることになってしまいました。

#### 内 容

※平成18年4月1日以後開始事業年度より適用

対象となる法人

① 代表役員及びその同族関係者(親族など)が出資金・資本金の90%以上を有している

↓ 有している場合

↓ 有していない場合

② 所得判定

※適用なし

直近3年以内の法人の所得(利益の額)と代表者の報酬額の合計の平均額

i 800万円以下 → 適用なし

ii 800万円超 3,000万円以下 → 当該平均合計所得額に占める代表者の給与の割合

iii 3,000万円超 → 適用あり

↓ 50%以下

↓ 50%超

※適用なし

※適用あり

③ 適用される場合は、法人所得と代表者及び生計を一にする親族等の給与所得控除額(右図参照)の合計額に対して法人税が課税されます。

#### 事例

法人が▲100万赤字、社長の給与1,000万、社長の奥さんの給与が500万の場合

・ 適用なしの場合 法人税等 70,000円のみ

・ 適用される場合

課税所得 ▲100万+220万+154万=274万

法人税等 914,000円 (差引844,000円の増税)

給与の額		不算入額
超	以下	
0	650,000	給与額×100%
650,000	1,625,000	650,000
1,625,000	1,800,000	給与額×40%
1,800,000	3,600,000	給与額×30%+180,000
3,600,000	6,600,000	給与額×20%+540,000
6,600,000	10,000,000	給与額×10%+1,200,000
10,000,000		給与額×5%+1,700,000

この事例では、赤字にもかかわらず約90万円もの税金を支払わなければなりません。

※ 紙面の都合上、簡素化して記載しております、詳細に関しましてはお問い合わせください。

以 上